

61 中山間地農業ルネッサンス事業

【40,000(40,000)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<背景/課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、中山間地は平地に比べ、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な経営の展開を通じて活躍していくことで、中山間地農業を元気にする必要があります。

政策目標

地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(200)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：都道府県等〕

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300 (21,300) 百万円

中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- (4) 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- (5) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

〔補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等〕

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500 (18,500) 百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- (6) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金〔新たに設定〕

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (7) 中山間地域等直接支払交付金

〔補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等〕

お問い合わせ先：

- | | | |
|-----------------------|----------------------|----------------|
| 1、2 (6)、3 (4)、(7) の事業 | 農村振興局地域振興課 | (03-3502-6286) |
| 2 (2)、(5) の事業 | 農村振興局地域整備課 | (03-3502-6098) |
| | 農村振興局都市農村交流課 | (03-3502-5946) |
| 3 (3) の事業 | 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 | (03-3591-4958) |
| 3 (1) の事業 | 農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 | (03-6744-2197) |
| 2 (4) の事業 | 食料産業局産業連携課 | (03-6738-6474) |
| 2 (1) の事業 | 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| 3 (2) の事業 | 生産局農業環境対策課 | (03-6744-0499) |
| 3 (5) の事業 | 生産局飼料課 | (03-3502-5993) |
| 2 (3) の事業 | 経営局経営政策課 | (03-6744-0576) |
| 3 (6) の事業 | 林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室 | (03-3502-0048) |

中山間地農業ルネッサンス事業

平成30年度予算概算決定額 400 億円(優先枠等を設けて実施)

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

中山間地農業ルネッサンス推進事業（拡充）【2億円】

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進

- 国の支援事業
- ・ 強い農業づくり交付金
 - ・ 農業農村整備関係事業【拡充】
 - ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
 - ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
 - ・ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

連携事業 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)【拡充】

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- 多面的機能発揮を図る地域の共同活動
- 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
- 放牧の取組
- 耕作放棄地の解消
- 農業と林業との多様な連携 等

- 国の支援事業
- ・ 多面的機能支払交付金【拡充】、環境保全型農業直接支払交付金
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業(侵入防止柵、処理加工施設等)【運用改善】
 - ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金【新たに設定】
 - ・ 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
 - ・ 荒廃農地等利活用促進交付金【拡充】

連携事業 中山間地域等直接支払交付金【運用改善】

中山間地農業ルネッサンス事業に関連する事業の優遇措置

中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ・ 専門家等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等を推進するための都道府県等の活動を支援
- ・ 営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

1. 農業農村整備関係事業

(1) 農業競争力強化基盤整備事業

- ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
- ・ 農業者の費用負担分の全額を国が負担する機構関連事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
- ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）

(2) 農山漁村地域整備交付金

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施

2. 強い農業づくり交付金

上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施

3. 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備

加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施

4. 農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

1. 多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）

2. 環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除

3. 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

4. 荒廃農地等利活用促進交付金

新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援

5. 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

連携事業

1. 中山間地域等直接支払交付金

集落戦略（地域の10～15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）

2. 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催

注：点線枠で囲まれた部分は平成30年度拡充内容。

62 「農泊」の推進

【5,655(5,000)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す

<主な内容>

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、取組地域への人材派遣、古民家等を活用した滞在施設等や市町村等が作成する活性化計画に基づいた「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングや優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1/2等
事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

「農泊」の推進

【平成30年度予算概算決定額：5,655(5,000)百万円】
 (平成29年度補正予算：345百万円)

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進事業（ソフト対策）

○事業概要

農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援

○事業実施主体 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等

○事業期間 2年間

○交付率 定額（1年目：上限800万円、2年目：上限400万円）



インバウンド受入のための体制構築



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



Webサイトの構築



地域の特産品の開発

施設整備事業（ハード対策）

○事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援

○事業実施主体 市町村、地域協議会の中核となる法人等

○事業期間 2年間

○交付率 1/2

（活性化計画に基づく事業）

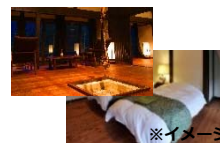
○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

○事業期間 原則3年間

○交付率 1/2等



古民家を活用した宿泊施設



廃校を改修した体験施設



農産物販売施設

広域ネットワーク推進事業（拡充）

○事業概要

国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域とのマッチングなどを支援

○事業実施主体 民間企業、都道府県 等 ○事業期間 1年間 ○交付率 定額



海外の有名タレントを活用した動画（LiTV）の撮影



農泊シンポジウムの開催

※LiTV…アジア新興国の富裕層を対象としたライフスタイル専門のCATV局

63 農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

1 に関する事

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2 に関する事

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3 に関する事

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を生かす取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による
玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい
農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工
・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

64 荒廃農地等利活用促進交付金

【160(231)百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)※1の再生作業(雑木の除去等)、土壌改良(肥料の投入等)、営農定着(再生農地への作物の導入等)、経営展開(加工品試作及び試験販売の取組等)を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となっていく場合には、優先枠(チャレンジ支援枠)を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地(市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。)

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備(暗きょ、農道の整備等)や農業用機械・施設(収穫機、ビニールハウス等)、農業体験施設(市民農園等)等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

〔 交付率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2、55/100等)
事業実施主体：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等 〕

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)]

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算決定額：160（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



基盤整備等により再生利用が可能

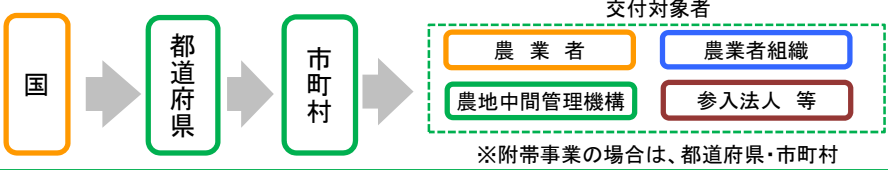
2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



低コスト整備により耕作再開が可能

【交付金の流れ】



【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 交付率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等）1/2、55/100等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限〔拡充〕）

【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きょ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動等を総合的に支援。〔拡充〕

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組む際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹棚等を整備。



※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）
※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

65 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【10,516(9,650)百万円】
(平成29年度補正予算 1,276百万円)

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や施設整備、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大により、近年の農作物被害金額は約200億円前後で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲の強化に向けた取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・また、捕獲鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得に変えるような、野生鳥獣を「マイナス」から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加(平成32年度)
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲(平成30年度)(本事業によるシカ、イノシシの捕獲頭数の合計)
- 平成30年度にジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を平成31年度に倍増させる。

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,350(9,500)百万円 (平成29年度補正予算 1,276百万円)

(1) 鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

具体的には、

- ・侵入防止柵^{*}、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
(ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
- ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援します。

(2) ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの利用拡大が加速するよう、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。

具体的には、モデル地区に対して、

- ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備
 - ・コンソーシアム^{*}の運営等 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
 - ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
 - ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証)
- 等の支援を行います。

さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
※一部定額支援あり
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 〕

[平成30年度予算の概要]

2. シカによる森林被害緊急対策事業

166(150)百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となったシカの広域かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施を行うとともに、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図るほか、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

補助率：定額、委託費
事業実施主体：国、都道府県等、委託先：民間団体等

<各省との連携>

○ 環境省

・指定管理鳥獣捕獲等事業費により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲、衛生管理も含めた狩猟者向け講習会等の開催及びジビエ利用拡大のための狩猟者の捕獲等の取組を支援

お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

鳥獣被害防止対策とジビエ活用の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,350(9,500)百万円】
 (平成29年度補正予算：1,276百万円)

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
 なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。
 その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による

地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
 (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
 ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる

コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)

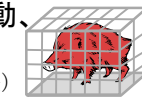
【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
 (※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入

ジビエ倍増モデル整備事業

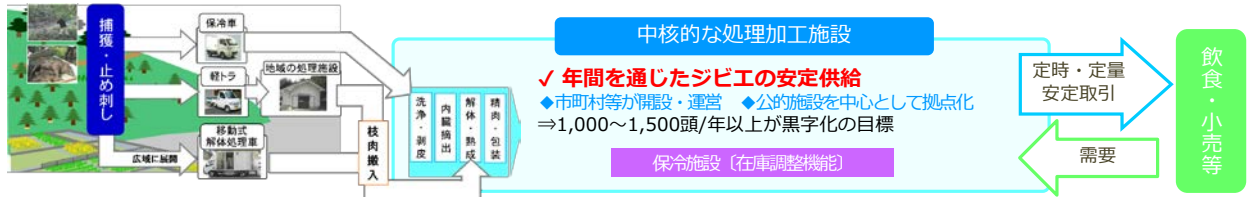
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

【事業実施主体】民間団体

【交付率】事業費の1/2以内等、定額



シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算決定額：166(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において広域かつ計画的な捕獲のモデル的な実施等を行うとともに、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

(1)シカ森林被害防止緊急対策

【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となった捕獲等をモデル的に実施するほか、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図る。

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額



囲いわなによる捕獲



GPS首輪を用いた行動追跡

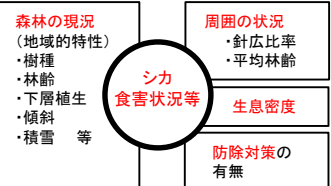
(2)シカ被害対策推進調査事業

【事業内容】

森林におけるシカ被害発生リスクについて調査分析を行うとともに、必要な対応の検討等を実施。

【委託先】民間団体 等

【委託費】



66 再生可能エネルギー導入等の推進

【2,055(966)百万円の内数】

対策のポイント

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化及び所得向上につなげていくことが重要です。
- ・一方で、再生可能エネルギーの取組については農山漁村特有の課題があることから、これらの課題解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギーの導入・活用を進める必要があります。
- ・また、地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、バイオマス産業を軸としたまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を支援する必要があります。

政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を約3割以上（平成32年度）
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大（平成37年）

<主な内容>

1. 循環資源活用支援事業

167(231)百万円の内数

(1) 地域資源活用展開支援事業

市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援します。

持続可能な循環資源活用総合対策で実施
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(2) 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

持続可能な循環資源活用総合対策で実施
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

2. 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

210(262)百万円

(1) 小水力等発電施設の設計等への支援

小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

[平成30年度予算の概要]

(2) 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(3) 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 地域におけるバイオマスの利活用の推進・営農型太陽光発電の実証

1,678百万円の内数(473百万円)

(1) バイオマス利活用の推進

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。

食料産業・6次産業化交付金で実施
交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

(2) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

太陽電池(ソーラーパネル)下部の農地においても、高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、実証試験等の取組を支援します。

食料産業・6次産業化交付金で実施
交付率：定額
事業実施主体：都道府県

(3) バイオマス利活用施設整備

① 地域波及モデル施設整備支援

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な地域波及モデルとなる施設整備を支援します。

② 新たな実用化技術を活用した施設整備支援

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な新たな技術を活用する施設整備を支援します。

食料産業・6次産業化交付金で実施
交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1/2以内、1/3以内)
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1、3の事業

食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

2の事業 農村振興局地域整備課

(03-6744-2209)

67 林業成長産業化総合対策

【23,470（一）百万円】

対策のポイント

「新たな森林管理システム」の下で、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することとし、路網整備・機械導入を重点実施するほか、主伐・再造林の一貫作業、川下との連携による木材の安定供給の推進、川上と連携した加工施設整備、非住宅分野等でのJAS無垢材やCLTの利用拡大など、川上から川下までが連携した取組を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。
- ・他方、我が国の森林経営は小規模・零細であり、経営の基盤となる路網整備は十分でなく、木材の生産から加工流通まで多段階でコストが高いという課題を抱えています。
- ・このため、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までが連携して生産・加工・流通コストの一体的な削減を図っていくこと等が必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,500万^m（平成27年）→4,000万^m（平成37年）)

<主な内容>

1. 林業・木材産業成長産業化促進対策 12,290（一）百万円
意欲と能力のある経営体への集積・集約化が見込まれる、資源豊富な人工林等に対して路網整備や機械導入を重点的に実施し、連携する川下への木材の安定供給を図るほか、主伐・再造林の一貫作業、木材製品の安定的・効率的な供給に川上と連携して取り組む木材加工流通施設の整備等を通じ、森林資源の高度利用と生産・加工・流通コストの一体的な削減を図ります。
 - (1) 持続的林業確立対策
 - (2) 木材産業等競争力強化対策
 - (3) 林業成長産業化地域創出モデル事業
2. 森林整備事業（路網）関連分 8,000（一）百万円
意欲と能力のある経営体への集積・集約化が見込まれる、資源豊富な人工林等に対して幹線となる林道等の路網整備を重点的に実施します。
3. 川上・川下連携による成長産業化支援対策 2,481（一）百万円
 - (1) ICT、人づくりによる成長産業化支援対策
ICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化や需給マッチングによる流通コストの削減などスマート林業の構築に向けた取組、施業現場の管理者育成等を支援します。
 - ① スマート林業構築推進事業
 - ② 木材生産高度技術者育成対策
 - ③ 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

(2) 木材需要の創出・木材産業活性化対策

新たな木材需要を創出するため、非住宅分野を中心とした J A S 構造材（無垢製材、C L T）の利用拡大、中高層建築物等に活用できる C L T の利用促進、顔の見える木材での快適空間づくり、民間部門における公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、高付加価値木材製品の輸出拡大、地域内で森林資源のエネルギー利用等を進める「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組などを支援します。

また、川上から川下の関係者による地域の生産・加工・流通の効率化に向けた需給協議会の開催や、合法伐採木材等の流通・利用促進に係る取組を支援します。

① 木材産業・木造建築活性化対策

- ア 非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業
- イ C L T 等新たな木質建築部材利用促進・定着事業
- ウ 顔の見える木材での快適空間づくり事業
- エ 新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策事業

② 木材需要の創出・輸出力強化対策

- ア 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
- イ 高付加価値木材製品輸出促進事業
- ウ 「地域内エコシステム」構築事業
- エ 「クリーンウッド」普及促進事業

4. 林業・木材産業金融対策

698（一）百万円

木材を低コストで安定供給する体制を整備するため、意欲と能力のある経営体等が行う設備投資等に対する融資の充実を図ります。

- (1) 林業施設整備等利子助成事業
- (2) 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
- (3) 木材産業等高度化推進資金事業

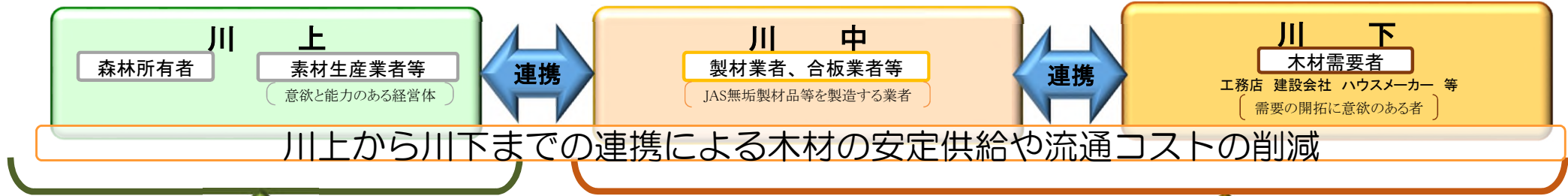
（ 交付率等：定額（1／2、1／3以内等）、委託、直轄
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、
木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)
2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
3(1)の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)
林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
林野庁経営課 (03-3502-1629)
(2)の事業 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
4の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037) ）

林業成長産業化総合対策

【平成30年度予算概算決定額 23,470百万円】

意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化する新たな森林管理システムを構築することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川中・川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。



林業・木材産業成長産業化促進対策 【12,290百万円】

(持続的的林業確立対策)

新たな森林管理システムを構築する地域に対し重点的に支援

路網整備

- ・木材の搬出コストを低減するための基盤整備

民国連携

高性能林業機械導入 (購入、リース)

搬出間伐の推進

資源高度利用型施業

- ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施

コンテナ苗生産基盤施設等整備

- ・造林のコスト削減に資するコンテナ苗の安定供給

意欲と能力のある経営体の育成

- ・主伐を行う素材生産業者等の規模拡大等を支援

森林整備地域活動支援交付金等

- ・施業の集約化に向けた境界の明確化
- ・地域の自伐林家等への支援

民国連携

林業成長産業化地域保全対策事業

- ・山村地域の防災・減災対策
- ・森林資源保全対策 (鳥獣害、病虫害対策等)

(木材産業等競争力強化対策)

意欲と能力のある経営体との連携を前提に支援

木材加工流通施設等の整備

- ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築

木造公共建築物等の整備

- ・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援

木質バイオマス利用促進施設の整備

- ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援

特用林産振興施設の整備

- ・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

- ・新たな森林管理システムを活用して先進的に取り組む地域をモデルとして支援

民国連携

ICT、人づくりによる成長産業化支援対策

- ・ICTの活用支援 (需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等)
- ・「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策

民国連携

木材需要の創出・木材産業活性化対策

- ・新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進
- ・高付加価値製品による海外需要の開拓
- ・CNFなどのマテリアル開発支援等

川上・川下連携による成長産業化支援対策 【2,481百万円】

森林整備事業(成長産業化路網枠) 【8,000百万円】

- ・木材を低コストで安定供給する体制を整備するため、意欲と能力のある経営体等が行う設備投資等に対する融資を充実

林業・木材産業金融対策 【698百万円】

68 森林・林業人材育成対策

【「緑の人づくり」総合支援対策 4, 862 (一) 百万円】

【林業成長産業化総合対策 23, 470 (一) 百万円の内数】

対策のポイント

「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景/課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成・キャリアアップが必要です。
- ・このため、新規就業者の確保に向けた取組や研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。

政策目標

- 新規就業者を1,200人確保（平成30年度）
- 森林施業プランナーを2,100人認定（平成32年度）
- 民有林における森林経営計画の作成率を60%に向上（平成32年度）
- 森林総合監理士を2,000人以上育成（平成32年度）
- 現場管理責任者・統括現場管理責任者を累計5,000人育成（平成22～32年度）
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

<主な内容>

1. 「緑の人づくり」総合支援対策 4, 862 (一) 百万円
(1) 森林・林業新規就業支援対策 4, 810 (一) 百万円
① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4, 500 (一) 百万円

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県の認定を受けた林業事業体が新規就業者を雇用して行う研修等を支援します。

ア 林業への新規就業者の確保に向けた就業ガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用(3ヶ月を上限)

イ 新規就業者を林業作業士(フォレストワーカー)として育成するための3年間の体系的な研修(集合研修とOJTの組み合わせ)

※1 一定程度の知識・技術を有する林業大学校等修了生は集合研修を省略可

※2 OJTは8ヶ月を上限として研修生1人当たり9万円/月等を助成

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

- ② 緑の青年就業準備給付金事業 272 (一) 百万円

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術やICTを活用した先端技術、労働安全衛生等の専門性の高い知識・技術の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※ 就業希望者1人当たり最大150万円/年の給付金を最長2年間支給

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

[平成30年度予算の概要]

- ③ 多様な担い手育成事業 38 (一) 百万円
林業後継者を育成・確保するため、高校生等に対する就業体験、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援します。
〔 委託費、補助率：定額 〕
〔 委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

(2) 森林づくり主導人材育成対策 51 (一) 百万円

- ① 森林施業プランナー育成対策事業 38 (一) 百万円
地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等を実施します。特に、主伐・再生林の施業提案の作成やタブレットなどのデジタル技術の活用方法など研修内容の充実を図ります。
〔 補助率：定額、1/2 〕
〔 事業実施主体：民間団体等 〕

- ② 森林総合監理士等技術者活動支援事業 13 (一) 百万円
先進的な地域活動を全国に普及させるためのネットワーク構築、大学等と連携した技術者の実践的な継続教育を支援します。
〔 委託費 〕
〔 委託先：民間団体等 〕

2. 林業成長産業化総合対策のうち、成長産業化支援人材育成対策

23,470 (一) 百万円の内数

(1) 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

林業成長産業化総合対策において、効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成や林業労働安全の取組を支援します。

- ① 効率的な現場作業を主導することのできる現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）を育成するためのキャリアアップ研修
※ 生産性向上、低コスト化、技能評価等に係る研修内容を充実
- ② 就業者のキャリア形成を通じて、雇用の安定を図るための能力評価システムの導入等
- ③ 林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への安全指導等

〔 補助率：定額 〕
〔 事業実施主体：民間団体等 〕

(2) 持続的林業確立対策（林業担い手等の育成確保）

林業経営の担い手の育成・確保のため、地域の実情に応じた技能講習、生産管理等の専門家の派遣、川上と川下の木材の直接取引の推進、伐採・造林の一貫作業に係る技術研修など事業体連携のほか、林業作業の安全に向けた実技講習会・セミナー等林業労働災害防止対策等、都道府県等が実施する取組を支援します。

〔 補助率：定額（1/2） 〕
〔 事業実施主体：都道府県等 〕

お問い合わせ先：

- 〔 1 (1) ①・②、(2) ①、2の事業
林野庁経営課 (03-3502-8048)
1 (1) ③、(2) ②の事業
林野庁研究指導課 (03-3502-5721) 〕

森林・林業人材育成対策

【平成30年度予算概算決定額 4,862(一)百万円】
【林業成長産業化総合対策 23,470(一)百万円の内数】

- 「緑の雇用」事業等により、新規就業者の確保・育成を図るとともに、森林づくりを主導する人材を育成
- 林業の成長産業化のために必要な現場技能者のキャリアアップ等を図るとともに、都道府県等の担い手対策を支援

○ 「緑の人づくり」総合支援対策 【4,862(一)百万円】

■ 「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保・育成

就業前の対策

就業後の対策

高校生等の就業体験

林業大学校等で学ぶ青年への
給付金の支給

ガイダンスの開催



トライアル雇用
〔作業実態等の理解
3ヶ月程度の短期研修〕

林業作業士
(フォレストワーカー)
〔3年間の基本的研修〕

■ 森林づくりを主導する人材の育成

➤ 森林施業プランナーの育成

地域の特性を踏まえた実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等

➤ 森林総合監理士等の技術的水準向上

先進的な地域活動を全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育



相談 ↓ ↑ 指導助言



○ 成長産業化支援人材育成対策 【23,470(一)百万円の内数】

■ 現場技能者のキャリアアップ・林業労働安全への支援

➤ 現場管理責任者等の育成

現場を管理する班長クラスの責任者育成に向けたキャリアアップ研修等

林業作業士等
(フォレストワーカー)

現場管理責任者
(フォレストリーダー)
〔就業5年以上〕

統括現場管理責任者
(フォレストマネージャー)
〔就業10年以上〕

➤ 労働安全の専門家による安全診断等

林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への指導

■ 都道府県等の担い手対策の支援

➤ 雇用改善・事業合理化

地域の実情に応じた技能講習、林業事業体の雇用改善等の取組

➤ 林業経営体の経営・人材基盤の強化

生産管理等の専門家の派遣、伐採・造林の一貫作業に係る技術研修など事業体連携

➤ 林業労働災害の撲滅

林業作業の安全に向けた実技講習会・セミナー等



69 森林・山村多面的機能発揮支援対策

【森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円】

【林業成長産業化総合対策 23,470(ー)百万円の内数】

対策のポイント

森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における自伐林業グループなどの活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・森林・山村の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民、自伐林家等による**森林の手入れ等の共同活動や将来的に自立的な林業経営を目指す活動への支援を行うことが必要です。**

政策目標

- 自立的に森林整備等の活動を行う団体を2,600団体に増加(平成33年度)
- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする(平成33年度)

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円
 - (1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,483(1,685)百万円
地域住民、森林所有者等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。
 - ① **メインメニュー**
地域住民、森林所有者等による里山林等の保全・利用のための共同活動。
 - ア **地域環境保全タイプ**
集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。
高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。
 - イ **森林資源利用タイプ**
集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。
 - ② **サイドメニュー**
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
 - ア **教育・研修活動タイプ**
森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。
 - イ **森林機能強化タイプ**
事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。
 - ウ **機材及び資材の整備**
上記①のア、イ及び②のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

交付率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、都道府県

森林・山村多面的機能発揮支援対策

【平成30年度予算概算決定額 森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円
林業成長産業化総合対策 23,470百万円(-)の内数】

背景

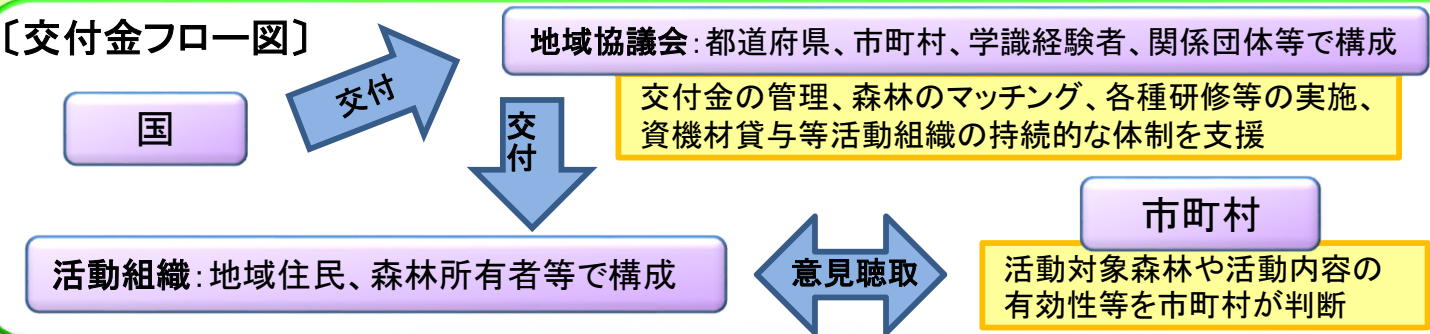
森林・山村の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成30年度予算概算決定額 1,501(1,700)百万円】

事業 地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。
〔 交付率：定額、1/2、1/3以内 〕

〔交付金フロー図〕



支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
12万円/ha(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
28.5万円/ha (38万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
12万円/ha (16万円/ha)

○地方公共団体による支援(国:地方の割合の目安は3:1)のある活動を優先的に採択
※注 ()の単価は、国の交付単価に地方公共団体の支援(1/3)を合わせた場合の単価

サイドメニュー(メインメニューと組み合わせて実施)

- ・教育・研修活動タイプ
森林環境教育の実践
3.8万円/回(5万円/回):年度内の上限6回
- ・森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化等
800円/m(1000円/m)
- ・活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

評価検証事業受託者:民間団体等

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価(モニタリング調査)を実施

上記の活動の検証等

活動の成果の評価・検証(モニタリング調査の分析等を含む)

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

林業成長産業化総合対策のうち自立的経営活動推進

【平成30年度予算概算決定額 林業成長産業化総合対策 23,470百万円(-)の内数】

事業

地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の取組を支援。

〔 交付率：定額、1/2、1/3以内 〕

支援対象となる活動内容例



自伐林家等が中心となって地域ぐるみの活動として将来的に自立的な林業経営を目指して行う森林管理及び資源の利用を図る活動

- ・森林整備活動(除伐、間伐・搬出、路網の作設・改修等)、林業技術や安全対策の向上のための研修
12万円/ha、800円/m 等
- ・活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

70 花粉発生源対策推進事業

【115（115）百万円】

対策のポイント

花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等を実施します。

<背景/課題>

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・これまで花粉症対策苗木の供給量が9万本（平成17年度）から426万本（平成27年度）に増加していますが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約2割という状況です。
- ・このため、花粉症の緩和に向け、関連した事業をより効果的、効率的に実施するとともに、総合的な花粉発生源対策の強化及び普及を促進することが必要です。

政策目標

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合
（2割（平成27年度）→約7割（平成44年度））

<主な内容>

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 10（－）百万円
花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及、特色ある植替促進等の取組の情報収集及び発信を支援します。
2. 花粉症対策苗木への転換の促進 60（67）百万円
 - （1）花粉症対策苗木への植替えの促進 43（50）百万円
花粉発生源となっているスギ林において花粉症対策苗木への植替えやコンテナ苗による植栽結果の検証等を促進するため、スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。
 - （2）花粉症対策品種の開発の加速化 17（17）百万円
スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発について支援します。
3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29（29）百万円
花粉飛散防止剤の実用化に向け、ヘリコプターによる液剤の林地散布を実施し、空中散布の基本技術を確立するとともに、低コスト・高品質な大量培養技術等の開発を支援します。
4. スギ・ヒノキ花粉の発生量推定の推進 16（19）百万円
スギ・ヒノキの花粉飛散量推定のための雄花着生状況調査及び実証調査を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

[平成30年度予算の概要]

(関連対策)

1. 優良種苗低コスト生産推進事業 **142(116)百万円**
優良種苗（花粉症対策に資する苗木を含む）を低コストで安定的に供給する体制を構築するため、採種園等の造成・改良やコンテナ苗の生産・利用に関する技術研修等を推進します。

2. 林業成長産業化総合対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等整備 **23,470(一)百万円の内数**
コンテナ苗（花粉症対策に資する苗木を含む）を低コストで大量に供給可能な苗木生産施設等の整備を支援します。

3. 花粉発生源対策促進事業 **(農山漁村地域整備交付金で実施)**
91,650(101,650)百万円の内数
花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。

※ 上記の取組を推進することにより、花粉症対策に資する苗木の供給体制が整い次第速やかに、スギを植栽する場合には原則として花粉症対策に資する苗木のみを森林整備事業の補助対象とすることを目指します。

お問い合わせ先：
林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
関連対策1、2の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)
3の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)

花粉発生源対策推進事業

【平成30年度予算概算決定額115(115)百万円】

【背景・課題】 スギ花粉症は国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策の推進が必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約2割(平成27年度)。

総合的な花粉発生源対策の強化及び普及【10百万円】

- 全国的な植替促進 → ・特色ある地域の植替促進等の取組の情報収集・発信
- 花粉飛散予測の精度向上 → ・花粉飛散予測に必要な雄花着花状況の提供
- 新技術の早期実用化 → ・花粉発生源対策等に係る調査・技術開発事業の実施状況の評価 等

(情報発信の例)

特色ある植替の事例 → (森林所有者) コンテナ苗等の植栽

雄花着花状況 → (国民・医療機関) 飛散量情報を生活に活用

雄花着花状況 → (都道府県) 飛散量推定

技術開発の進捗状況 → (研究機関) 品種開発の実用化

技術開発の進捗状況 → (農薬メーカー) スギ花粉飛散防止剤の生産

取組事例やコンテナ苗植栽状況の報告 ↑

開発状況の共有 ↑

雄花着花量情報の共有 ↑

花粉症対策苗木への転換の促進【60百万円】

- ・スギの加工業者・素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ
- ・**コンテナ苗による植栽結果の検証**(森林所有者からの活着や初期成長状況の聴取と分析)

伐って花粉症対策苗木に植え替えましょう。



いいね!

- ・スギ雄花着花特性を短期間に高精度で検査する手法の開発

スギ花粉飛散防止剤の実用化試験【29百万円】

- ・スギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の開発
- ・**低コスト・高品質な大量培養技術の開発**



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

スギ・ヒノキ花粉の発生量推定の推進【16百万円】

- ・スギ・ヒノキの雄花着生状況等の調査
- ・花粉発生量推定をより効率的に行うための実証調査



<雄花着花量調査>

【目標】 平成44年にスギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合を約7割

71 森林病虫害等被害対策事業

【718（718）百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制（平成30年度）

<主な内容>

1. 森林害虫駆除事業委託 197（197）百万円
東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。

（委託先：都道府県）
2. 森林病虫害等防除損失補償金 2（2）百万円
農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（事業実施主体：国）
3. 森林病虫害等防除事業費補助金 519（519）百万円
 - （1）被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）
従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。
 - （2）環境に配慮した松林保全対策事業
薬剤の樹幹注入による予防措置等、松林や周辺的环境に配慮した防除対策を実施します。
 - （3）政令指定病虫害等防除事業
せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

（補助率：1／2（（3）ののねずみは北海道3／8、それ以外1／3）
事業実施主体：都道府県、市町村等）

[お問い合わせ先：林野庁研究指導課（03-3502-1063）]

72 資源調査の充実による資源管理の高度化

【4,606(4,341)百万円】

対策のポイント

- ・資源管理目標の設定やTAC魚種の拡大等に向けたより一層の情報収集や資源評価の精度向上を図るため、資源調査・研究を充実します。
- ・個別割当(IQ)方式等の実証試験調査を実施するとともに、資源管理計画の評価・検証の結果を踏まえて、より高度かつ効果的な資源管理措置の導入に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・国民に対する水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展のためには、水産資源を適切な水準まで回復させ、水準を維持することが重要であり、主要資源ごとに資源管理目標の導入を図ったうえで、漁獲可能量(TAC)制度等の公的管理と資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理を高度化するとともに、特に資源が低位又は減少傾向の魚種をより効果的に管理することが必要です。
- ・このため、適切な資源管理に不可欠な資源評価の精度向上、資源管理の強化を図る必要があります。

政策目標

- 資源量を把握している系群の漁獲量比率の維持・増大(過去直近3か年の最大値より増又は同数)
- 我が国が関わりのある国際機関による管理対象魚種の維持・増大(対前年度増又は同数)
- 資源量を把握している23魚種・40系群の資源量について、過去直近5年間の平均値を毎年上回る事
- 国際機関による管理対象魚種及び協定数の維持・増大(対前年増又は同数)
- 我が国周辺水域における重要魚種(50魚種・84系群)の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映

<主な内容>

1. 我が国周辺水産資源調査・評価推進事業

1,615(1,631)百万円

我が国周辺水域の主要魚種(TAC対象魚種等)について、資源管理の高度化に向けて、海洋環境のモニタリングや外国漁船の漁獲動向の把握等により資源調査・評価を強化するとともに、よりの確な漁場形成・漁海況予測を行います。

また、資源評価の精度向上を図るための資源変動要因解析及び情報収集の取組を支援します。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)
(委託先、事業実施主体：民間団体等)

2. 国際水産資源調査・評価推進事業

1,488(1,493)百万円

主要な国際漁業資源について、二国間交渉や国際会議に的確に対応するための資源調査、評価等を実施します。

また、適切な評価のため、クロマグロ、カツオ等の親魚・産卵場等の調査を拡充します。

さらに、国際的管理の導入が急務のサンマの公海漁場調査等を実施します。

(委託費、補助率：定額)
(委託先、事業実施主体：民間団体等)

3. 資源・漁獲情報ネットワーク構築事業 285 (一) 百万円
水産資源の分布や再生産に影響を与える海洋環境の変化を捉え、我が国水産資源全般の資源評価精度を底上げするとともに、沿岸魚種の資源評価体制を迅速に整備するため、より多種・大量の漁獲・調査情報を蓄積するデータベースの構築について予備的な調査・検証を行います。

〔 委託費
委託先：民間団体等 〕

4. 包括的な国際資源管理体制構築事業 447 (451) 百万円
かつお・まぐろ類、サンマ等の国際資源について、地域漁業管理機関で取り決められた資源管理措置等を確実に実施するため、我が国漁船の資源管理措置の遵守及びまぐろ類等の輸入の適正な管理を図るとともに、新たに海鳥等の混獲回避措置の実証を行います。

〔 委託費
委託先：民間団体等 〕

5. EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業 589 (一) 百万円
漁獲可能量(TAC)制度による太平洋クロマグロ等の資源管理を推進するために、指導専門員による現場での指導、混獲を防ぐための漁具改良等の活動を支援します。

このほか、漁獲情報収集・管理システムの運営及び資源管理指針・計画体制の高度化等を実施します。

(1) クロマグロ数量管理体制強化事業	50百万円
(2) クロマグロ漁獲抑制対策支援事業	27百万円
(3) IQ方式実証調査	20百万円
(4) 資源管理指針・計画体制の推進	391百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体等
(5) 漁獲情報集計・管理等	101百万円
	委託費
	委託先：民間団体等

6. その他資源管理推進のための事業 181 (181) 百万円
資源管理等の観点から漁業調整委員会等が漁業関係法令に規定する、漁業に関する事項を処理するために必要な委員に要する経理等の基礎的な経費として漁業調整委員会等交付金を交付する。

〔 補助率：定額
事業実施主体：都道府県 〕

お問い合わせ先：	
1、2、3の事業	水産庁漁場資源課 (03-3502-8486)
4、5(2)、6の事業	水産庁漁業調整課 (03-6744-2393)
5(1)、(3)～(5)の事業	水産庁管理課 (03-3502-8437)

資源調査の充実による資源管理の高度化

【平成30年度予算概算決定額:4,606(4,341)百万円】

○水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展のためには、水産資源を適切な水準まで回復させ、その水準を維持することが重要であり、主要資源ごとに資源管理目標の導入を図り、漁獲可能量(TAC)制度等の公的管理と資源管理指針・計画体制の推進による漁業者の自主的管理を高度化する必要がある。

○このため、資源調査体制を充実させて資源評価の精度向上及び資源管理の高度化を図るとともに、より高度かつ効果的な自主的資源管理措置の導入に向けた取組を支援する。

資源調査の充実

我が国周辺水産資源調査・評価推進事業(拡充)

【1,615(1,631)百万円】

- ・TAC魚種を含む主要約50魚種の資源調査・評価の充実
- ・海洋環境の変化のモニタリング、北太平洋公海で増加する外国漁船の漁獲動向の把握

国際水産資源調査・評価推進事業(拡充)

【1,488(1,493)百万円】

- ・クロマグロ、カツオ等の親魚・産卵場等調査の拡充、サンマの公海漁場調査等の実施

資源・漁獲情報ネットワーク構築事業(新規)

【285(一)百万円】

- ①海洋環境の変化が水産資源に与える影響の把握
 - ②沿岸資源の資源評価
- のためのデータ収集体制整備及びデータベース構築に向けた予備的な調査・検証の実施

資源管理の高度化

包括的な国際資源管理体制構築事業(継続)

【447(451)百万円】

- ・かつお・まぐろ類、サンマ等の国際資源に係る地域漁業管理機関で取り決められた資源管理措置等を確実に実施するため、我が国漁船の資源管理措置の遵守及びまぐろ類等の輸入の適正な管理を図るとともに、海鳥等の混獲回避措置の実証を行う。

EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業(新規)

【589(一)百万円】

- ・指導専門員によるクロマグロ資源管理体制の指導
- ・IQ方式による資源管理手法の実証調査
- ・定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に係る漁具改良等
- ・漁獲可能量(TAC)制度の的確な運用等
- ・資源管理計画の高度化にむけた評価・検証及び改善
- ・広域資源に係る計画作成の指導等

主要水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展



73 漁業経営安定対策

【21,780(25,018)百万円】

対策のポイント

- ・計画的に資源管理等に取り組む漁業者に漁業収入安定対策を実施するとともに、燃油・養殖用配合飼料価格の上昇に備えるセーフティーネット事業を組み合わせ、適切な資源管理と総合的な漁業経営の安定を図ります。
- ・設備投資の促進を図るため、融資の金利負担を軽減（実質無利子化）するとともに、保証人を不要とし担保は漁業関係資産に限る融資を支援します。
- ・県域での漁協の広域合併等を促進することにより、漁協経営の効率化・基盤強化を推進します。

<背景／課題>

- ・国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理等と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・燃油や養殖用配合飼料価格が上昇した場合に、その影響を緩和するための備えとしてセーフティーネット対策の整備が必要です。
- ・漁業経営を金融面から支援し、漁業者が融資を利用しやすくするため、実質無利子化や実質無担保・無保証人による融資を促進する必要があります。
- ・また、水産業の競争力強化を図るため、県域での漁協の広域合併等を促進することにより、漁協経営の効率化・基盤強化を推進する必要があります。

政策目標

- 漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合：90%（平成34年度）
- 漁業者への資金融通の円滑化により設備投資を促進し、漁業者の経営発展を支援
- 広域での漁協合併件数累計9件（平成29年度から平成31年度）

<主な内容>

1. 漁業収入安定対策事業等 20,414(23,427)百万円
漁業者・養殖業者による資源管理や漁場改善の取組に対する補助として、漁業共済・積立ぷらすにより、収入額が減少した場合の減収補填を行うとともに、漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して漁業共済の掛金に対する補助をします。（新たに積立ぷらすにおいてクロマグロの資源管理による減収分に対する特例措置を導入します。）

補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会
食料安定供給特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）
事業実施主体：国（食料安定供給特別会計）

2. 漁業経営セーフティーネット構築事業 162(180)百万円
漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が上昇したときに補填金を交付します。（燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填を行うほか、価格急騰時に別途補填を行います。）

補助率：定額
事業実施主体：（一社）漁業経営安定化推進協会

3. 漁協経営基盤強化促進事業 213 (253) 百万円
 漁協系統が取り組む広域漁協合併等を促進するため、外部専門家を活用し合併計画等の策定を支援するとともに、合併等漁協の事業改善計画の実行に必要な借入金に係る負担を軽減します。

(融資枠：5(10)億円
 補助率：定額、1/2
 事業実施主体：民間団体等)

4. 漁業経営基盤強化金融支援事業 104 (127) 百万円
 認定漁業者や被災漁業者が漁船の建造や養殖施設の取得等のために漁業近代化資金又は日本政策金融公庫資金を借り入れる際に利子助成(最大2%)を行うことにより、これらの資金の実質無利子化を図ります。

(融資枠：121(121)億円
 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体)

5. 漁業者保証円滑化対策事業 305 (335) 百万円
 積極的な設備投資の促進を図るため、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資の支援や保証料の助成により認定漁業者等の負担軽減を図ります。また、保証業務を安定的かつ持続的に実施し得る体制を整備するため、漁業信用基金協会の広域合併の取組を支援します。

(保証枠：204(209)億円
 補助率：定額、1/2、2/5
 事業実施主体：漁業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金
 (一社)漁業信用基金中央会)

6. その他の漁業経営安定対策 582 (695) 百万円
 資源管理計画に基づき行われる減船等に対して支援します。また、認定漁業者に対する低利の短期運転資金の借入等の金融支援を行うとともに、独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業保証保険について漁業者等の負担を低減させるための交付金を交付します。

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁漁業保険管理官	(03-6744-2355)
2の事業	水産庁栽培養殖課	(03-6744-2383)
	水産庁企画課	(03-6744-2341)
3から6の事業	水産庁水産経営課	(03-6744-2345)
6の事業	水産庁企画課	(03-6744-2341)

漁業経営安定対策

【平成30年度予算概算決定額 漁業収入安定対策事業:11,418(14,598)百万円
漁業経営セーフティーネット構築事業:162(180)百万円】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に漁業共済・積立ぷらすを活用した漁業収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

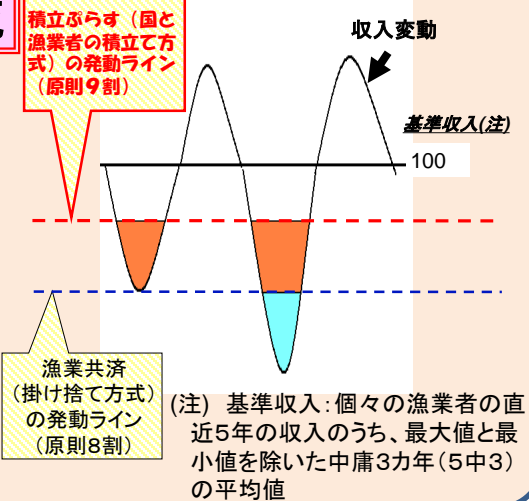
漁業収入安定対策

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施。
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守。

漁業収入安定対策事業の実施

- 漁業共済・積立ぷらすを活用して、資源管理等の取組に対する支援を実施。
- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぷらす」(原則9割まで)により減収を補填
 - ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助
- ※ 補助額は、積立ぷらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分、共済掛金の30%(平均)に相当



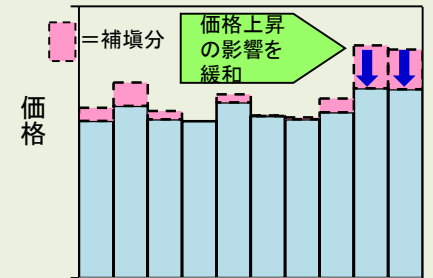
コスト対策

燃油や配合飼料価格の上昇に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 原油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 原油価格が急騰した場合に別途補填



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

74 漁業の成長産業化

【16,410(12,954)百万円】
(平成29年度補正予算額 2,200百万円)

対策のポイント

各浜が持つ強みを最大限活用し、漁業所得の向上を実現するため、漁業経営の持続力・収益力向上に向けた意欲ある漁業者の取組や、多様なニーズに即した加工・流通体制の構築を支援します。

<背景/課題>

- ・漁業者の減少と高齢化が進み、水産業が産業として縮小傾向にある中で、収益性の高い操業・生産体制への転換等による漁船漁業の構造改革、「浜の活力再生プラン」の着実な推進、居住性・安全性等の高い漁船の計画的な導入、人材や漁場、漁港ストックといった浜の有する資源のフル活用等によって、安定的かつ収益性の高い漁業・養殖業経営を推進し、所得の向上と漁業の成長産業化を目指す必要があります。
- ・これに併せて、水産物輸出額を3,500億円に拡大する目標を達成するとともに、国産水産物の流通促進と消費拡大を図っていくため、加工・流通の高度化を図る必要があります。

政策目標

- 浜の活力再生プランを策定した漁村地域の漁業所得を5年後に10%以上向上
- 毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保
- 水産物輸出額：3,500億円（平成31年）
- 魚介類（食用）の消費量：46.4kg/人年（平成39年度）

<主な内容>

1. 漁業構造改革総合対策事業 4,850(4,000)百万円
(平成29年度補正予算 2,200百万円)

資源管理に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換等を促進するため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援するほか、水産基本計画に沿った計画的・効率的な漁船導入手法等の実証の取組を支援します。

〔補助率：定額、定額（用船料等相当額の1/3、1/2、2/3、1/5以内）
事業実施主体：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構〕

2. 浜の活力再生交付金 6,770(5,400)百万円
(1) 浜の活力再生プラン推進事業 70(50)百万円

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組等に対して支援します。

〔交付率：定額、定額（1/2以内）
事業実施主体：地域水産業再生委員会、民間団体等〕

[平成30年度予算の概要]

(2) 水産業強化支援事業 6,700(5,350)百万円

「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等 〕

3. 浜と企業の連携円滑化事業 126(一)百万円

沿岸漁場の利用状況の調査を実施して、今後、活性化の可能性がある漁場等の実態把握や情報の収集・整理・分析を行い、漁場の有効利用の可能性等について、検討・評価を実施するとともに、漁村地域における企業誘致等の要望、漁業への参入を希望する企業等に関する情報収集や、漁村地域と参入希望企業等のマッチング支援等を行います。

〔 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

4. 漁業人材育成総合支援事業 771(927)百万円

漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

5. 漁港機能増進事業 2,594(1,000)百万円

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援します。

〔 補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体等 〕

6. 漁業労働安全確保総合支援事業 16(一)百万円

漁船の安全操業等について知識を有する「安全推進員」や安全推進員を含む漁業者を指導する「安全責任者」の養成等を支援するとともに、遊漁船業実態調査、遊漁船業者等の安全講習会及び現場での安全指導を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

7. 加工・流通の高度化 1,083(1,391)百万円

(1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 188(205)百万円

HACCP認定を促進するため、研修会の開催や専門家による現地指導への支援、海域等モニタリングへの支援や水産庁による対EU・HACCP認定体制の充実を図るとともに、水産物の輸出のためのトレーサビリティを導入する取組の実証を行います。

〔 委託費、補助率：定額、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体 〕

[平成30年度予算の概要]

(2) 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業 706 (一) 百万円

国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、水産物加工・流通構造の改善、消費者等に対する魚食普及及び水産物供給の平準化を総合的に推進します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

(3) 水産物流通調査事業 77 (一) 百万円

全国の主要漁港における主要品目の水揚量、卸売価格等の動向に関する情報の収集・発信を行うとともに、水産物の流通機構の改革に向けた調査・検討を実施します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体〕

(4) 酸素充填解凍を用いた生鮮用冷凍水産物の高品質化技術開発

41 (一) 百万円

ブリやマグロ等の養殖魚等について、褐変のメカニズムを解明するとともに、酸素充填解凍技術を用い、生鮮用冷凍水産物の高品質化により輸出の促進、国内での利用拡大を図ります。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(5) 日本発の水産エコラベル普及推進事業

70 (一) 百万円

我が国発の水産エコラベルの国際標準化に向けた取組や、普及に向けた説明会等の開催及び認証取得に資するコンサルティング等を実施します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：		
1の事業	水産庁研究指導課	(03-6744-0205)
	水産庁裁培養殖課	(03-6744-2383)
2(1)の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)
	水産庁研究指導課	(03-6744-2374)
2(2)の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2391)
3の事業	水産庁漁業調整課	(03-3502-8476)
	水産庁企画課	(03-6744-2343)
4の事業	水産庁企画課	(03-6744-2340)
	水産庁研究指導課	(03-6744-2370)
5の事業	水産庁計画課	(03-3506-7897)
6の事業	水産庁企画課	(03-6744-2340)
7(1)～(3)の事業	水産庁加工流通課	(03-3591-5613)
7(4)の事業	水産庁研究指導課	(03-3591-7410)
7(5)の事業	水産庁企画課	(03-6744-2343)

漁業構造改革総合対策事業

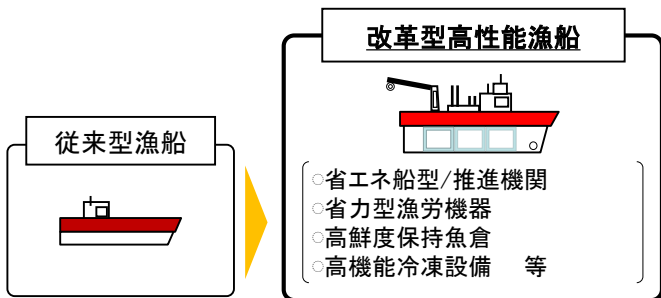
【平成30年度予算概算決定額：4,850(4,000)百万円】

【平成29年度補正予算額：2,200百万円】

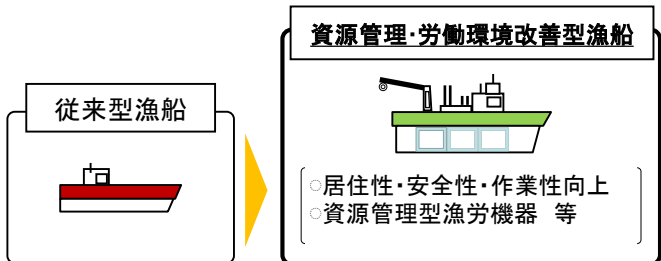
資源管理に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換等を促進するため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援するほか、水産基本計画に沿った計画的・効率的な漁船導入手法等の実証の取組を支援。

改革計画の策定

- 資源管理に取り組む漁業者や漁業協同組合、流通・加工業者等が一体となって地域の漁業・養殖業の改革計画を策定



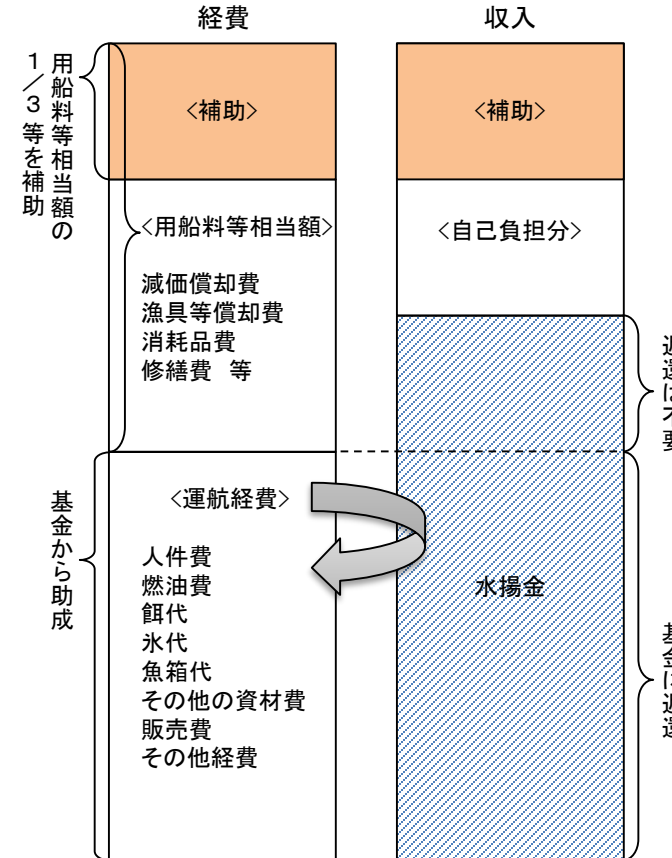
高性能漁船の導入等による収益性向上の実証



計画的・効率的な漁船導入手法等の実証

もうかる漁業創設支援事業の実施

- 漁業協同組合等が改革計画に基づく収益性向上等の実証事業を実施



補助対象：
運航経費、
用船料等相当額等

補助率：
定額、定額(用船料等相当額の1/3、1/2、2/3、1/5以内)

事業実施主体：
特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

交付先：
国
↓
特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構
↓
漁業協同組合等

浜と企業の連携円滑化事業

【平成30年度予算概算決定額：126(一)百万円】

(1) 沿岸漁場の利用状況調査事業

沿岸漁場の利用状況を調査し、十分に利用されていない養殖漁場等について分析し、新技術の活用等により、今後、活性化の可能性がある漁場等の情報を分析・整理。

【漁場の利用状況のイメージ】



調査結果

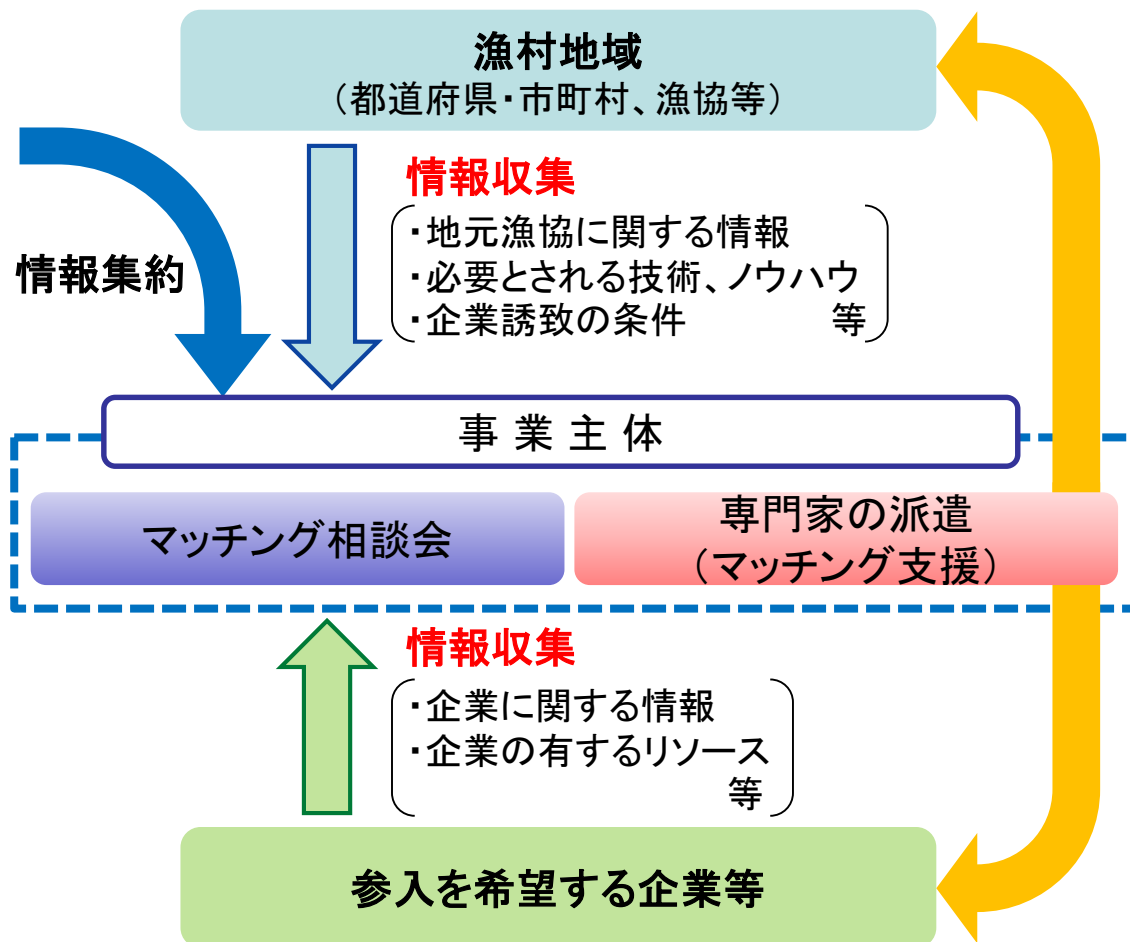
十分に利用されていない漁場
(原因や利用の可能性等の分析)

- ・漁場環境の変化や行使者の減少
- ・赤潮避難時のために空けている区域
- ・魚価安や餌の高騰のため生簀設置数を減少 等

- ・活性化の可能性がある漁場
- ・新技術等による利用の可能性

(2) 漁業・異業種連携促進事業

漁村地域における企業誘致等の要望、漁業への参入を希望する企業等に関する情報の収集や漁村地域と参入希望企業等のマッチング支援を行い、漁場利用の高度化や漁場の有効活用、企業の参入による浜の活性化を図る。



補助率：(1) 委託費、(2) 定額

事業実施主体：民間団体等

交付先：民間団体等

漁業人材育成総合支援事業

【平成30年度予算概算決定額：771（927）百万円】

漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。

就業準備

就業・定着

漁業就業促進情報提供

- ・ 座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催。
- ・ 漁業就業相談会を開催し、就業希望者と受入を希望する漁業者をマッチング。



長期研修支援

- ・ 漁業現場での研修を行う指導者に対し研修経費を支援。



次世代人材投資（準備型）

- ・ 漁業への就業に向け漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を交付。
150万円/年、最長2年間



海技士資格取得支援

- ・ 民間団体等が行う水産高校卒業生を対象とした海技士資格取得のための履修コース設置に要する費用を支援。

経営・技術向上支援

- ・ 若手漁業者の収益力向上のため、経営管理の知識や、熟練漁業者の持つ技術やノウハウの習得を支援。

雇用型		独立型
（雇用型）	（幹部養成型）	
漁業経営体に雇用される研修生の指導者（主に法人）に、研修経費を助成。	沖合・遠洋漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者（主に法人）に、研修経費を助成。	将来、独立・自営を目指す研修生の指導者（主に個人）に、研修経費を助成。
最大14.1万円/月 最長1年間	最大18.8万円/月 最長2年間	最大28.2万円/月 最長3年間

加工・流通の高度化

【平成30年度予算概算決定額：1,083(1,391)百万円】

- 平成29年4月に閣議決定された「水産基本計画」を踏まえ、水産物の加工・流通の高度化を図るとともに、輸出環境を整備。

1. 国産水産物の流通促進と消費拡大

- 水産加工業者等については、多様な消費者ニーズ等(簡便化志向、学校給食向け等)への対応と漁獲物の有効活用(未・低利用魚への原料転換、多獲性魚の食用化等)を促進する。
- 消費者等については、水産物の特性(味覚や健康面に加え、地域性・季節性、資源状況等)や魚食文化に関する理解を深めるとともに、資源の持続性や環境配慮を含めた生産等に関する情報を提供する(エコラベル等)。



国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業	706(－)百万円
日本発の水産エコラベル普及推進事業	70(－)百万円

2. 多様な流通ルートへの構築と流通機構の改革に向けた検討

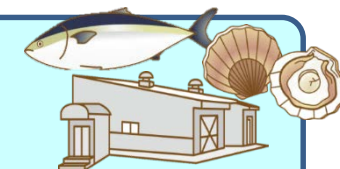
- 卸売市場を経由せず生産者から量販店等に直接水産物を提供するなど、多様な流通の取組を促進する。
- 水産物の流通機構の改革に向け、具体的な方向性について調査・検討する(産地市場統廃合・買受人拡大、新技術・新物流体制の導入等)。



国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業(再掲)	706(－)百万円
水産物流通調査事業	77(－)百万円

3. 日本産水産物輸出拡大のための取組

- 輸出先国の規制・ニーズに対応するため、水産加工施設のHACCP対応等や、トレーサビリティの導入を推進する。
- 重要輸出産品であるブリ等の冷凍品の高品質化のための技術開発を行う。



水産物輸出倍増環境整備対策事業	188(205)百万円
酸素充填解凍を用いた生鮮用冷凍水産物の高品質化技術開発	41(－)百万円

75 増養殖対策

【1, 451（1, 435）百万円】

対策のポイント

持続的な漁業・養殖業の確立のため、

- ・広域種の資源造成実証試験等の栽培漁業対策及びサケ回帰率回復のためのサケ・マスふ化放流事業対策
- ・低魚粉配合飼料による養殖技術の確立・普及や養殖に適した家系の作出等の養殖業対策
- ・カワウ・外来魚の被害防止対策等の内水面漁業・養殖業対策を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の漁業生産量がピーク時から半減している中で、国民に水産物を安定供給していくためには、水産物の増殖及び養殖を一層推進する必要があります。

政策目標

- 主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚種の生産量の増大
(1,572千トン（平成24年度）→1,739千トン（平成34年度）)
- 漁業被害を与えるカワウの個体数の半減

<主な内容>

1. 増殖に関する支援事業 507（489）百万円
 - (1) 栽培漁業総合推進事業 125（117）百万円

栽培漁業について、広域種の資源造成の取組や環境変化に適応した種苗生産等に対する支援及び漁業者や消費者のニーズを踏まえた新たな種苗生産技術の開発促進等を実施します。
 - (2) さけ・ます資源回復推進事業 340（326）百万円

サケの回帰率回復のため、種苗の放流手法を改良する取組を支援するとともに、放流後の減耗回避や健康性の高い種苗を育成する手法の開発を行います。
※ さけ・ます対策としては、別途、東日本大震災復興特別会計（復興庁計上）において、被災地における採卵用サケ親魚の確保を支援します。
 - (3) 二枚貝資源緊急増殖対策事業 42（47）百万円

資源の減少が著しい二枚貝の人工種苗生産技術を開発するとともに、増殖手法の実証化の取組を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

2. 養殖に関する支援事業 233（236）百万円
 - (1) 戦略的魚類養殖推進事業 122（－）百万円

ブリ・マダイ等の主要養殖魚種における低魚粉配合飼料使用による養殖技術の確立・普及や、養殖に適した成長の良い家系の作出、北日本における養殖対象種としてニーズが高いベニザケの養殖手法の開発、養殖飼料の需給安定に向けた効率的な供給・調達の体制構築等を支援します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

(2) クロマグロ養殖用の高機能、高効率餌料の開発事業

53 (53) 百万円

クロマグロ養殖の生産コストを大幅に削減するためにクロマグロ人工種苗の量産化に不可欠な初期餌料の開発を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

(3) 真珠養殖業等連携強化・成長展開事業

20 (25) 百万円

オールジャパンで真珠養殖業等の振興に取り組むため、国・地方公共団体・事業者・研究機関等が連携強化するための協議会を整備し、一丸となって行動計画を策定するとともに、次世代を担う人材を協議会が認定し、その活動の支援を行います。

(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体等)

(4) 環境変化に適応したノリ養殖技術の開発事業

38 (一) 百万円

高水温適応品種のノリの実用化に向けた養殖試験及び二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施します。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

3. ウナギ対策関連事業

457 (457) 百万円

(1) ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業

310 (310) 百万円

ウナギの人工種苗の量産化が喫緊の課題であり、商業化に向けた大量生産システムの実証試験を実施します。

(2) 鰻供給安定化事業

147 (147) 百万円

国際的なウナギの資源管理の推進や生息環境改善の取組の支援、ウナギの生息状況の調査、適切な放流手法や環境収容力の評価手法の開発を行います。

(委託費、補助率：定額、3/4以内)
(委託先、事業実施主体：民間団体等)

4. 健全な内水面生態系復元等推進事業

253 (253) 百万円

広域的な連携の下で行うカワウ・外来魚の生息状況調査、カワウの個体数削減に向けた駆除等の取組を支援するとともに、外来魚の生息場所の的確な把握を踏まえた効率的な駆除技術等の開発を行います。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)
(委託先、事業実施主体：民間団体等)

(お問い合わせ先：
1、2 (1)、(3)、(4)、3 (2)、4の事業
水産庁裁培養殖課 (03-3501-3848)
2 (2)、3 (1)の事業
水産庁研究指導課 (03-3502-8482))

増養殖対策の概要

【平成30年度予算概算決定額:1,451(1,435)百万円】

ポイント

持続的な漁業・養殖業の確立のため、

- ① 広域種の資源造成実証試験等の栽培漁業対策及びサケ回帰率回復のためのサケ・マスふ化放流事業対策
- ② 低魚粉配合飼料による養殖技術の確立・普及や養殖に適した家系の作出等の養殖業対策
- ③ カワウ・外来魚の被害防止対策等の内水面漁業・養殖業対策を支援。

1. 増殖に関する支援事業 507(489)百万円

- 広域種の資源造成実証試験や新たな栽培対象種の開発促進等を実施 125(117)百万円
- サケの回帰率回復のため、種苗の放流手法を改良する取組を支援するとともに放流後の減耗回避や健康性の高い種苗を育成する手法を開発 340(326)百万円
- 二枚貝の人工種苗生産技術の開発とともに増殖手法の実証化の取組を支援 42(47)百万円

広域種の放流手法の実証



サケ放流後の減耗回避のため、河川下流域に輸送して放流



2. 養殖に関する支援事業 233(236)百万円

- 低魚粉配合飼料使用による養殖技術の確立・普及や養殖に適した家系の作出、養殖飼料の需給安定に向けた効率的な供給・調達の体制構築 122(―)百万円
- クロマグロ養殖用の高機能、高効率餌料の開発 53(53)百万円
- 真珠養殖業等の振興に取り組むため協議会を設置するとともに次世代を担う人材を認定・支援 20(25)百万円
- 環境変化に適応したノリ養殖技術の開発 38(―)百万円

低魚粉配合飼料使用の実証試験



3. ウナギ対策関連事業 457(457)百万円

- 商業化に向けたウナギ種苗の大量生産システムの実証試験を実施 310(310)百万円
- ウナギ資源増殖のための生息環境改善や海外養鰻業者との資源管理の協議に対する支援 147(147)百万円

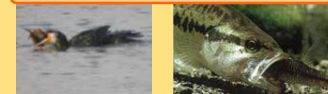
石倉増殖礁による生息環境改善



4. 健全な内水面生態系復元等推進事業 253(253)百万円

- 広域的な連携による推進体制の下で行うカワウ・外来魚の駆除等の取組を支援 253(253)百万円

カワウ・外来魚による食害



国民に対する安定供給の確保
ウナギ資源の持続的利用
栽培及び養殖魚種の生産量の回復

76 漁場環境保全・技術開発・普及推進

【1, 391 (1, 466) 百万円】

対策のポイント

- ・トド等の有害生物による漁業被害対策、有明海や瀬戸内海をはじめとする内湾等における漁場環境の改善策の検討等を推進し、漁場生産力の回復・維持のための対策を支援します。
- ・水産業の省力化や安全性向上に資する新技術の実証を支援します。
- ・国の重要施策の現場展開や新たな技術・知識の導入による漁家経営改善等を、国と道府県との協同事業である水産業改良普及事業により推進します。

<背景/課題>

- ・トド、ザラボヤ等の有害生物や栄養塩の減少・偏在、有害赤潮等の影響により漁場生産力が低下している水域があるほか、海洋プラスチックごみが海洋環境や生態系に及ぼす影響が世界的な問題になっています。このため、国として、有害生物等による漁業被害の防止、赤潮・貧酸素水塊や貧栄養化対策、海洋プラスチックごみの削減対策等を推進していくことが必要です。
- ・漁業就業者の減少や高齢化等の深刻な状況に対応するため、漁業現場への新たな省力化技術の導入が求められています。
- ・海難事故における死者・行方不明者数は船種別では漁船が最も多い状況であり、漁船の安全性の向上を図っていくことが必要です。
- ・漁業現場への国の重要施策の展開や新たな技術・知識の導入を図るためには、水産業普及指導員による普及・指導が必要です。

政策目標

- 有害生物による漁業被害の抑制（トド管理基本方針等に基づく採捕目標頭数を達成することによる平成26～30年度におけるトドによる漁業資源減少の抑制（抑制額70億円））
- 水産業における10%以上の省コスト・省力化を実現する新技術の実用化

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 469 (一) 百万円
トド、ザラボヤ等による漁業被害の防止・軽減を図るため、知見の収集を強化し、被害防止・軽減手法の開発・実証、駆除、処理等の対策や利活用の促進に取り組むとともに、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等を総合的に支援します。
(補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等)
2. 漁場環境改善推進事業 185 (一) 百万円
漁場環境を保全し、漁場生産力の回復・維持を図るため、海域の貧栄養化、赤潮・貧酸素水塊及び海洋プラスチックごみの調査と対策を推進します。
(委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等)

3. 海洋生態系保全動向調査事業 16 (一) 百万円
環境関連の国際会議等における議論の動向や、国内外における資源管理措置について調査・分析を行い、我が国の適切な管理措置の検討や国際会議等における方針の作成、国際的な情報発信等を実施します。

(委託費)
委託先：民間団体等

4. 厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 150 (一) 百万円
漁場環境の保全の観点から、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証を行います。

(委託費)
委託先：民間団体等

5. 有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 325 (325) 百万円
有明海の漁業者の収益性の向上を図るため、各漁場におけるアサリ等の漁獲量の増加に資する技術開発・実証を行います。

(委託費)
委託先：民間団体等

6. 漁場油濁被害対策 25 (25) 百万円
原因者が判明しない漁場油濁に際し、漁業者等が行う防除・清掃費を支弁するほか、油防除の指導者養成講習会の開催や専門家派遣などの油濁被害防止対策を実施します。

(補助率：定額)
事業実施主体：公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

7. 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 28 (51) 百万円
漁業現場において革新的な省力化技術及び小型漁船の衝突・転覆対策技術等を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

8. 水産業改良普及事業交付金 69 (69) 百万円
水産に関する様々な施策や技術開発の成果等を水産業普及指導員が漁業現場に普及し、沿岸漁業の生産性の向上や漁家経営の改善等を図ります。

(交付率：定額)
事業実施主体：道府県

9. ICTを利用した漁業技術開発事業 124 (一) 百万円
沿岸の漁船漁業や養殖業への新たな技術導入による操業等の効率化のため、ICT技術を利用して、漁場探索の「見える化」や海面養殖のマネジメントシステムの開発等を支援します。

(委託費)
委託先：民間団体等

(お問い合わせ先：)
1、2、3、6の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486)
4の事業 水産庁整備課 (03-3502-8493)
5、7、8、9の事業 水産庁研究指導課 (03-3502-8482)

有害生物漁業被害防止総合対策事業

【平成30年度予算概算決定額: 469(一)百万円】

漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、ザラボヤ、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。

補助対象：

調査費(旅費)、用船料、燃油費、陸上処理に要する有害生物の運搬費及び処分費、航空機借料等

補助率：

定額、1/2

(補助率が1/2となるのは、有害生物被害軽減対策事業における改良漁具の導入費及び駆除効果促進ネットの導入費)

事業実施主体：民間団体等

交付先：

民間団体等

事業対象生物
【トド】



【大型クラゲ】



【ナルトビエイ】



【ザラボヤ】



【キタミズクラゲ】



背景

トド、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害

- 作業の遅延
- 漁獲物の鮮度低下
- 漁具の破損
- 操業困難(休漁)など

漁業被害の防止・軽減のための対策が必要



【トドに破られた網】

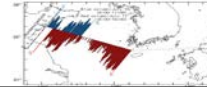


【定置に大量入網した大型クラゲ】

①大型クラゲ国際共同調査

出現・来遊状況を迅速に把握するための日中韓共同によるモニタリング調査や国際フェリー調査、クラゲの成長・生残に影響を与える環境要因や大量出現メカニズムの解明等を行う。

フェリー目視調査の結果



②調査及び情報提供

出現状況・生態の把握及び漁業関係者等への情報提供を行う。平成31年のトド管理基本方針の見直しを見据えた科学的知見の充実や、ザラボヤの分布状況の広域モニタリング体制を構築する。

目視調査



【トド上陸場調査】

③被害軽減技術開発

上陸監視システムを活用した効果的・効率的なトド駆除・追い払いの効果の検証、ザラボヤ付着防止技術の開発等を行う。

トド上陸場での追い払い



④被害軽減対策

駆除・処理、トド強化刺網の実用導入推進等の被害軽減対策を行う。

ザラボヤの駆除・処理

【処理したザラボヤの運搬・処理】



⑤利活用促進

駆除の実効性向上に資する有害生物の利活用のための技術開発を行う。

ニーズ把握・商品開発

【トド肉の多角的利用】



効率的な漁業被害の軽減により漁業経営の安定に貢献

※②の事業については
アウトセイも対象

77 水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援

【4, 306 (4, 306) 百万円】

対策のポイント

- ・漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮するための活動を支援するとともに、離島の漁業再生活動を支援します。
- ・また、特定有人国境離島地域において、雇用機会の拡充を図るための取組を支援します。

<背景／課題>

- ・漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化し、水産業・漁村の持つ多面的な機能の発揮に支障が生じています。
- ・漁業が基幹産業である離島においては、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。
- ・特定有人国境離島の地域社会の維持を図るため、一次産業を中心とした雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保等の施策を講じることが求められています。

政策目標

- 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動により、環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を5年間で20%増加）や安心して活動できる海域の維持（海のパトロール活動による環境異変や救助等への早期対応件数の増加割合を5年間で20%増加）
- 離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、離島漁業者の漁業所得を維持
- 特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充

<主な内容>

1. 水産多面的機能発揮対策 2, 800 (2, 800) 百万円
漁業者等が行う水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や国境・水域の監視など地域の取組を支援します。

（委託費、交付率：定額（1／2相当等）
委託先、事業実施主体：民間団体）

2. 離島漁業再生支援交付金 1, 056 (1, 056) 百万円
離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金を交付します。

（交付率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

3. 離島漁業新規就業者特別対策交付金 135 (150) 百万円
初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

（交付率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

4. 特定有人国境離島漁村支援交付金 **315(300)百万円**

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」第2条第2項に基づく特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付します。

交付率：定額
事業実施主体：地方公共団体

(特定有人国境離島関連対策)

特定有人国境離島地域での雇用機会の拡充等に資するため、以下の事業について優先採択枠を設定することにより活用を促進します。

1. 漁業人材育成総合支援事業 **50(50)百万円**

漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、就業相談会の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な知識や技術の習得等を支援します。

2. 農業次世代人材投資事業 **420(420)百万円**

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型(2年以内))及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付します。

3. 農の雇用事業 **50(50)百万円**

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援します。

4. 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進及び加工・直売施設整備 **50(50)百万円**

農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等の取組を支援します。

5. 森林・山村多面的機能発揮対策 **110(110)百万円**

森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援します。

6. 水産多面的機能発揮対策(再掲) **220(220)百万円**

お問い合わせ先:		
1の事業	水産庁計画課	(03-3501-3082)
2から4の事業		
	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)
特定有人国境離島関連対策:		
1の事業	水産庁企画課	(03-6744-2340)
2の事業	経営局就農・女性課	(03-3502-6469)
3の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2162)
4の事業	食料産業局産業連携課	(03-6738-6473)
5の事業	林野庁森林利用課	(03-3502-0048)
6の事業	水産庁計画課	(03-3501-3082)

水産多面的機能発揮対策 （平成30年度予算概算決定額：2,800（2,800）百万円）

第2期対策

（平成28年度～32年度）

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【支援メニュー】

① 環境・生態系保全

ア 水域の保全

- ・藻場の保全
- ・サンゴ礁の保全
- ・種苗放流 等

イ 水辺の保全

- ・干潟の保全
- ・ヨシ帯の保全
- ・漂流漂着物処理
- ・内水面の生態系の維持保全 等

② 海の安全確保

- ・国境・水域の監視
- ・海の監視ネットワーク強化
- ・海難救助 等

※多面的機能の理解・増進を図る
取組（教育・学習）

漁村文化については、上記①、②の活動にあわせて実施する場合に支援



藻場の保全（母藻の設置）



干潟の保全（干潟の耕うん）



国境・水域の監視



サンゴ礁の保全
（オニヒトデの駆除）



内水面の生態系の維持・
保全・改善（河川清掃）



海難救助（訓練）

【補助率】

- ①定額（1／2相当）
- ②定額（ただし、資機材については1／2以内）

【事業の仕組み】

水産庁

交付



地域協議会

- ・都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等により構成
- ・活動組織の指導、交付金の管理等

交付



活動組織

- ・漁業者、地域住民、学校、NPO等で構成
- ・活動項目を選択し、実施

78 外国漁船対策等

【14,780(13,250)百万円】
(平成29年度補正予算額 12,357百万円)

対策のポイント

我が国周辺海域における水産資源の管理と操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制等を維持・強化します。

<背景/課題>

- ・外国漁船等による違反操業は、我が国周辺海域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっていることから、漁業取締りを強化することが必要です。
- ・特に近年、道東・三陸沖公海への中国漁船等の進出や日本海大和堆周辺など、我が国周辺海域における外国漁船の操業が増加・広域化する中、我が国水産資源の保存・管理及び漁業秩序の維持のための漁業取締りの充実、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済への支援が求められています。
- ・また、北朝鮮から発射されたミサイルが我が国漁船操業海域付近に落下する事案が頻発しており、漁船への情報伝達の迅速化が求められています。

政策目標

漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進

<主な内容>

1. 漁業取締りの強化 14,518(12,987)百万円
(平成29年度補正予算 4,000百万円)

外国漁船の違法操業への取締強化や我が国漁船の安全操業を図るため、漁業取締船白嶺丸の最新鋭船への代船を含む漁業取締船2隻の建造を行うとともに、最新鋭の漁業取締船を用船するなど、漁業取締体制の強化を図ります。

〔事業実施主体：国〕

2. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業(平成29年度補正予算 4,950百万円)

急増する韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国海域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

〔事業実施主体：一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団〕
補助率：定額

[平成30年度予算の概要]

3. 沖縄漁業基金事業 (平成29年度補正予算 1, 750百万円)

日台漁業取決め海域等において、沖縄の漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：公益財団法人沖縄県漁業振興基金

4. 漁業安全情報伝達迅速化事業 (平成29年度補正予算 1, 658百万円)

北朝鮮からミサイルが発射された際の情報を迅速かつ確実に漁船へ伝達できるよう、自動で情報発信するシステムを導入します。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人全国漁業無線協会

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁管理課	(03-3502-0942)
2、3の事業	水産庁漁業調整課	(03-3502-8469)
4の事業	水産庁管理課	(03-6744-2360)

79 捕鯨対策

【5,062(5,062)百万円】

対策のポイント

妨害活動対策を含めた鯨類科学調査の安定的な実施、持続的利用に向けた関係国との連携強化の支援とともに、調査母船のあり方を含めた我が国の目指すべき商業捕鯨の姿について検討します。

<背景/課題>

- ・南極海と北西太平洋のそれぞれについて調査を確実に実施していく必要があります。特に、南極海における鯨類科学調査の実施に当たっては、反捕鯨団体等の妨害活動への安全対策を行いつつ、鯨類科学調査の安定的な実施が求められています。
- ・IWC(国際捕鯨委員会)においては、来年秋に予定されている総会に向けて、機能不全に陥っているIWCの今後の道筋に関する議論が行われることになっています。このような状況を受け、持続的利用を支持する国との連携や国際世論への働きかけの強化を図るとともに、この議論の帰趨を見ながら、関係者と議論の上、目指すべき商業捕鯨の姿を打ち立てることが求められています。

政策目標

IWC(国際捕鯨委員会)の商業捕鯨一時停止(モラトリアム)の見直しに必要な科学的知見の収集

<主な内容>

1. 鯨類捕獲調査円滑化等対策 4,210(3,870)百万円
鯨類捕獲調査を引き続き確実に実施するために必要な経費を支援します。
特に、調査対象海域や調査日数の増加に伴い必要となる安全対策を実施します。
また、持続的利用を支援する国との連携や国際世論への働きかけ強化等に必要な経費を支援します。
さらに、我が国の目指すべき商業捕鯨の姿を検討するために必要な経費を支援します。

事務費	230(206)百万円
鯨類捕獲調査円滑化事業費	3,527(2,367)百万円
	補助率：定額
事業実施主体：一般財団法人日本鯨類研究所、民間団体等	
鯨類資源持続的利用支援調査事業(基金)	454(1,296)百万円
	補助率：定額
事業実施主体：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	
調査実施主体：一般財団法人日本鯨類研究所	
2. 鯨資源調査等対策推進費 346(346)百万円
北太平洋において鯨類資源に関する目視調査等を実施するとともに、違法鯨肉の国内流通を防止するための調査を実施します。

	委託費
	〔委託先：民間団体等〕
3. 日本沿岸域鯨類調査事業 506(506)百万円
我が国沿岸域において、非致死的手法を含む鯨類捕獲調査を継続して実施することにより、商業捕鯨の再開に向けた科学的な情報を収集します。

	補助率：定額、1/2
	〔事業実施主体：民間団体等〕

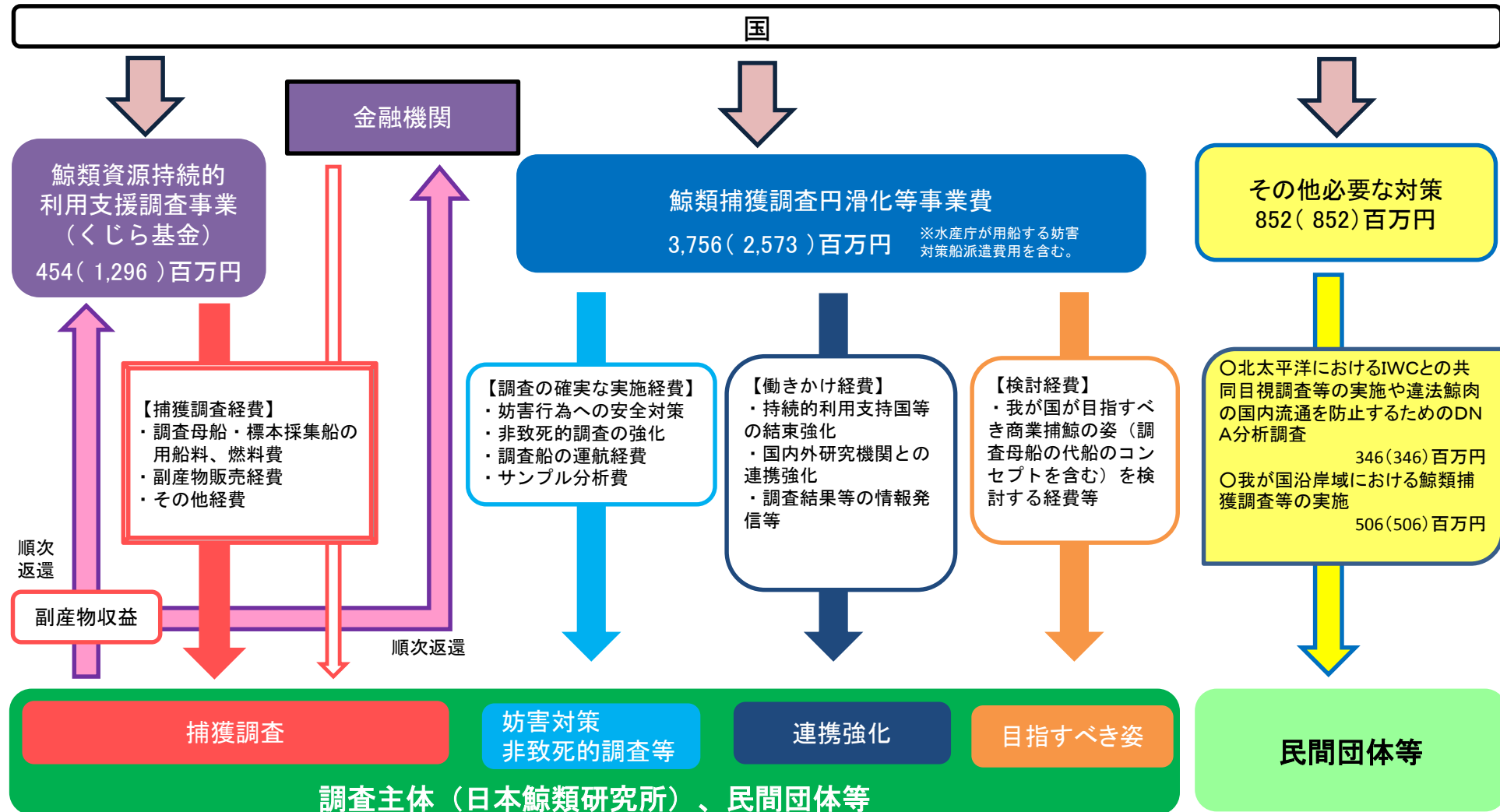
[お問い合わせ先：水産庁国際課 (03-3502-2443)]

捕鯨対策

【平成30年度予算概算決定額:5,062 (5,062)百万円】

対策のポイント

妨害活動対策を含めた鯨類科学調査の安定的な実施、持続的利用に向けた関係国との連携強化の支援とともに、調査母船のあり方を含めた我が国の目指すべき商業捕鯨の姿について検討します。



80 有明海再生対策

【1, 765 (1, 765) 百万円】

対策のポイント

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

<背景/課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど環境改善が十分進んでいない状況にあります。
- ・また、アサリやタイラギなどの有用二枚貝類は、環境の変化等に伴い資源が低迷していますが、近年アサリの稚貝が多く発生し、少しずつ漁獲につながってきているなどの明るい兆しも見られています。
- ・有明海等の再生に向け、水産資源を回復させ、持続的に利用していくためには、関係漁業者などの意見も聞きながら、平成29年3月に環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会がとりまとめた今後の再生方策や課題等を踏まえ、有明海沿岸4県が協調して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

政策目標

有明海の再生

<主な内容>

1. 海域環境の調査

(1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業 600 (600) 百万円

有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワークの形成等による資源回復に向けた調査を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

(2) 国営干拓環境対策調査<公共> 328 (328) 百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

2. 魚介類の増養殖対策

(有明海漁業振興技術開発事業) 400 (400) 百万円

有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う海域特性に対応した効率的な種苗の量産化及び効果的な放流手法等に関する技術開発を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

3. 漁場改善対策

(1) 有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 325 (325) 百万円

有明海の漁業者の収益性の向上を図るため、各漁場におけるアサリ等の漁獲量の増加に資する技術開発・実証を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 有明海水産基盤整備実証調査<公共> 112 (112) 百万円

タイラギ等の資源回復のため、効果的に餌料環境の改善を図るための漁場の整備方策に関する実証調査を行います。

〔国庫負担率：10/10〕
〔事業実施主体：国〕

(関連対策)

1. 水産基盤整備事業（水産環境整備事業）<公共>

10,604 (10,420) 百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進します。

〔国庫負担率：1/2等〕
〔事業実施主体：地方公共団体等〕

2. 環境変化に適応したノリ養殖技術の開発事業 38 (一) 百万円の内数

有明海等における高水温適応品種の実用化に向けた養殖試験を行うとともに、アサリ、カキ等の二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施し、ノリの色落ち軽減効果等を実証規模で確認します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-1709)
2、関連対策2の事業	水産庁栽培養殖課	(03-3501-3848)
3(1)の事業	水産庁研究指導課	(03-3591-7410)
3(2)、関連対策1の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)